

協議事項（3）①

西条市地域公共交通総合連携計画策定業務委託プロポーザル実施要領（案）

1 目 的

この要領は、西条市地域公共交通活性化協議会が、市民の日常生活に不可欠な公共交通を維持・確保し、また新たな交流人口の創出にむけて主要観光地への公共交通機関の利便性向上を図るため、既存の公共交通機関の活性化を図りつつ、地域のニーズや特性を反映した公共交通体系を構築することを目的に、公共交通利用等の実態調査、住民等へのアンケート調査等を実施し、今後の公共交通のあり方についての基本となる指針や目標を定める「西条市地域公共交通総合連携計画（※）」を策定するために必要な業務の委託先をプロポーザル方式により選定するための手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

※『地域公共交通活性化及び再生に関する法律』に規定する地域公共交通総合連携計画及び『地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱』に規定する「生活交通ネットワーク計画」を包括した計画とする。

なお、法律等の改正が生じた場合は、新法等の適用を受けた計画とする。

2 業務概要

- | | |
|-----------|------------------------------|
| (1) 実施主体 | 西条市地域公共交通活性化協議会 |
| (2) 業務名 | 西条市地域公共交通総合連携計画策定業務 |
| (3) 業務内容 | 別紙「仕様書」のとおり |
| (4) 履行期間 | 契約締結日から平成27年3月15日まで |
| (5) 提案限度額 | 6,800,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。） |

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4第1項（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (2) 西条市の競争入札参加資格を有し、建設コンサルタント「都市計画及び地方計画部門」の参加登録をしていること。
- (3) 西条市工事請負業者指名停止措置規程（平成16年西条市訓令第26号）、及び愛媛県建設工事指名停止措置要綱による指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始申し立て及び民事再生法（平成11年法律225号）の規定による再生手続開始の申し立てがなされていないこと（会社更生法の規定による更生計画認可、又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (5) 平成19年度以降で国又は市町村（市町村が主体となる協議会を含む）が発注する地域公共交通総合連携計画等の公共交通の維持・活性化を目的とした地域公共交通計画の策定業務の実績を有する者であること。
- (6) 地域公共交通施策に係る法務及び財務、その他に関する知識を有していること。
- (7) 本調査業務の実施にあたり、当協議会との連絡調整、打合せ等に適切に対処できること。

※受託事業者は、西条市地域公共交通活性化協議会の会議に参加し、アドバイザー的な役割を果たすこと。

4 提出物および提出書類に関する留意事項

提出書類名	留意事項
参加表明書（様式1、技術資料）	本企画提案に参加する意思のある業者は決められた期日までに提出する
企画提案書（様式2）	A4判とし、様式については特に定めない（A3判による折込頁の挿入は可とする） 別表1を参照のうえ、提案書に記載すべき内容を簡潔・明瞭に記載する
業務実施体制（様式3）	責任者をはじめ、本業務に関わる予定の担当者について、分担する業務内容・役割等を記載する
業務経歴書（様式4）	事業者の業務経歴等を記載する
業務実績書（様式5）	国又は地方公共団体発注の地域公共交通総合連携計画等の策定業務に関わる実績を記載する
業務工程表（任意様式）	履行期間中における業務のスケジュールについて作成する
見積書（任意様式）	企画提案書とは別に、業務内容、工程ごとに具体的な内訳明細を記載する

※提出書類の作成は、専門的な知識を有しない者でも理解できるように、わかりやすい表現を用いること。また、専門用語等については、用語説明を記載すること。

5 企画提案書等の提出

(1) 参加表明書

- ①提出期限：平成26年5月16日（金）午後5時まで（必着）
- ②提出先：西条市地域公共交通活性化協議会事務局
- ③提出部数：1部
- ④提出方法：持参または郵送（簡易書留に限る。）すること。ただし、直接持参の場合の受付時間は、西条市役所閉庁日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

(2) 企画提案書等

- ①提出期限：平成26年5月16日（金）から平成26年5月30日（金）午後5時まで（必着）
- ②提出先：西条市地域公共交通活性化協議会事務局
- ③提出部数：10部

④提出方法：持参または郵送（簡易書留に限る。）すること。ただし、直接持参の場合の受付時間は、西条市役所閉庁日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

6 質問及び回答

(1) 本業務に関する質問は、「参加表明書」を提出した者に限る。

(2) 質問書の提出について、提出書類は「様式6」を用いることとし、企画提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に限る。

①提出期限：平成26年5月16日（金）から平成26年5月30日（金）午後5時まで

②提出方法：電子メール

電話・来庁・FAXでの質問は受け付けないものとする。また、電子メールを送信した後に、危機管理課まで送信した旨の電話をすること。

③提出先メールアドレス：kikikanri@saijo-city.jp

(3) 質問書に関する回答

①回答期間：質問を受理した日から3日間（休日は含まない。）以内とする。

②回答方法：参加表明書の提出者全てに、電子メールで回答する。

なお、質問に対する回答は、要領や仕様書に記載する内容の追加又は修正とみなす。

7 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

(1) 提出された企画提案書等にもとづき、プレゼンテーションを開催し、質疑応答（ヒアリング）を行う。

①実施日：平成26年6月13日（金）予定

②実施場所：西条市役所

③出席者：西条市地域公共交通活性化協議会委員の中から選出された委員及び担当者

④持ち時間：1社30分程度（目安：説明20分、質疑10分）順次個別に行う。

ただし、企画提案書提出事業者が5社以上の場合、1社あたりのプレゼンテーションの時間を短縮する場合がある。

⑤参加人数：1社あたり3人以内とする。

(2) 業務の責任者となる予定の者は、プレゼンテーションに原則参加すること。

(3) プレゼンテーションの時間、会場名及び留意事項等は別途通知する。

(4) 別表2の評価基準に沿って非公開により選考し、結果はプレゼンテーションに参加した者全員に対し、書面により通知する。

(5) 選定の手順は以下のとおりとする。

①企画提案書提出事業者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

②評点の合計点が最も高い企画提案書を提出した者を第一位委託候補者として決定し、以下第二位、第三位まで順位をつける。

③評点合計が同数の場合は、選定委員による多数決により決定する。

8 その他の留意事項

- (1) プロポーザルに要した資料作成等提案にかかる費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 法令や各種計画との相互関連性や整合性にも配慮すること。
- (3) 定められた提出期限内に企画提案書等の提出がない場合やプレゼンテーションに欠席した場合、又は辞退の申し出があった場合は、当プロポーザルに参加する資格を失う。
- (4) 提案書に虚偽の記載をした場合は、当該提案書を無効とし、虚偽の記載をした提案者を失格とする。
- (5) 提出された提案書は返却しない。なお、提案書は、契約に至った場合に使用するほかは、事業者選定以外に使用しないものとし、西条市の文書取扱規程等に従い責任をもって管理・廃棄を行う。
- (6) 提出期限以降、原則として企画提案書に記載された内容の変更は認めない。また、企画提案書に記載した業務の責任者となる予定の者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の能力を有する者であることが確認され、了解されなければならない。

9 担当部署（書類提出先）

〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地

西条市地域公共交通活性化協議会事務局（西条市役所危機管理課 担当：飯尾、三村）

電話番号 0897-52-1283

F A X 0897-52-1725

(別表1) 企画提案書に記載すべき内容

項目	内容
西条市内の地域性及び公共交通の現状認識	・市の現状と現状から想定される課題等
調査及び分析	・調査対象 ・調査手法とその狙い ・調査項目とそのポイント ・調査結果等の分析方法 ・調査スケジュール
課題解決施策の検討	・課題解決に向けた検討及び対応策のイメージ
事業計画の構成等	・計画の全体像及び構成 ・事業計画の検討方法 ・想定される施策 ・まちづくりとの関連
住民参加	・住民参加のイメージ及び手法
西条市がすべき準備・作業	・西条市が行うべき準備や、作業等があれば内容とボリュームを記載
その他の提案事項	・その他必要と思われる提案事項

(別表2) 西条市地域公共交通総合連携計画策定業務評価基準

項目	評価の視点	配点
企画提案について	・提案内容や作成資料が具体的でわかりやすく、実現性の高いものであるか	
現状把握について	・地域の特性や公共交通の現状を十分に理解しているか。	
調査及び分析について	・調査内容が具体的に示されているか。 ・調査目的を果たすための調査内容となっているか。 ・計画策定の中で調査結果をどう反映していくか示されているか。	
課題解決施策の検討について	・課題解決に向けた施策の検討方法・イメージが西条市の抱える公共交通の問題に対して的確なものとなっているか。	
事業計画の構成等について	・計画の全体像や構成がわかりやすく示されているか。 ・他の公共交通やまちづくりとの関連性も踏まえた計画も示されているか。	
住民参加について	・地域住民が計画策定に関わる方法が具体的に示されているか。	
スケジュールについて	・企画内容に見合った期間が確保されているか。 ・計画策定案を協議会や市と協議する時間が十分確保されているか。	
業務実施体制について	・OD調査等の現地調査に対応できる体制がとれているか。	
業務実績について	・地域公共交通総合連携計画策定業務実績の中に、特色ある提案や有効な施策展開につながったものがあるか。	
プレゼンテーションについて	・わかりやすい説明がなされたか。 ・質問に対して的確な回答がなされたか。	
業務の見積価格について 委託料の総額（消費税及び地方消費税を含む）	・評価点 = $40 \text{点} \times (1 - \text{見積金額} \div \text{提案限度額})$ ※評価点は小数点以下第1位で四捨五入する。	
合 計		

(様式1)

平成 年 月 日

西条市地域公共交通活性化協議会
会 長 真鍋 和年 様

住 所

事業者名

代表者氏名

㊞

参 加 表 明 書

プロポーザル方式による提案書の募集について、技術資料等を添えて参加の意向を表明します。なお、地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しない者であること及び添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

業務名：西条市地域公共交通総合連携計画策定業務

(連絡先)

所 属

氏 名

電 話

F A X

E-mail

(技術資料)

平成 年 月 日

提出者名 _____

1 建設コンサルタント等登録状況

登録名	登録番号	登録年月日

2 保有する技術職員の状況（専門分野別の技術職員の状況）

専門分野	技術職員数	うち 有資格技術者数
その他	名	
合計	名	

(注：1人の職員が2以上の専門分野に従事する場合は、主たる専門分野のみに記載し、重複記入はさせないこと。なお、専門分野は、業務内容に応じて必要な分野を設定すること。)

(様式2)

平成 年 月 日

西条市地域公共交通活性化協議会
会 長 真鍋 和年 様

住 所

事業者名

代表者氏名

㊞

提 案 書

次の業務について、提案書を提出します。

記

業務名：西条市地域公共交通総合連携計画策定業務

(連絡先)

所 属

氏 名

電 話

F A X

E-mail

(様式3)

業 務 実 施 体 制

	氏名	所属・役職	担当する分担業務の内容
責任者			
担当者			

※本業務に関わる予定者について記載する。

※氏名にはふりがなをふる。

(様式4)

業 務 経 歴 書

事業者名： _____

1 市町村、市町村が主体となる協議会

(単位：円)

発注者	契約期間	業務名	契約金額	備考

2 都道府県、国、その他

(単位：円)

発注者	契約期間	業務名	契約金額	備考

注1) 平成19年度以降の国又は市町村が発注する地域公共交通総合連携計画等の地域公共交通計画の策定業務の実績を記入してください。

2) 記入欄が不足する場合は、複写又は行の追加等を行い、作成してください。

3) 実績を証明できるもの（業務委託契約書等の写し）を添付してください。

(様式5)

業 務 実 績 書

項目	内容
市町村等の地域公共交通計画策定実績 ※平成19年度以降のものに限る ※3件まで	実績を具体的に記載 ※年度、市町村名、事業概要等

(様式6)

平成 年 月 日

質 問 書

事業者名

代表者名

1 質問事項

2 質問理由

(担当者)

所 属

氏 名

電 話

F A X

E-mail